

「次期京都市伝統産業活性化推進計画（仮称）事前調査検討業務」応募要領

1 委託業務

次期京都市伝統産業活性化推進計画（仮称）事前調査検討業務

2 委託業務内容

「次期京都市伝統産業活性化推進計画（仮称）事前調査検討業務」仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

3 委託金額の上限

1,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 応募資格

プロポーザルへの参加資格者は以下のすべてを満たしている者とします。

- (1) 本市競争入札参加有資格者名簿に登録している者にあつては、参加申請時において京都市競争入札参加停止取扱要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者にあつては、参加申請時現在において、引き続いて1年以上営業等を行なっており、かつ、納税義務者にあつては、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (3) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有さない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (4) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があつたとして逮捕もしくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 団体又は代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発され、又は逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 本事業の主旨を十分に理解したうえで委託業務を実施できること。

5 応募方法

(1) 提出書類については、以下のとおりとする。

- ア 応募申請書（様式1）1部、業務実績一覧（様式2）6部、会社概要 6部
- イ 企画提案書

「次期京都市伝統産業活性化推進計画（仮称）事前調査検討業務」企画提案書作成要領（以下「作成要領」という。）に基づき作成し、紙ベースで6部提出すること。

ウ 見積書（消費税は内書きで記載）

委託業務実施に当たっての見積書（積算根拠がわかるように記載したもの）を1部提出すること。

(2) 受付期間

ア 平成28年2月10日（水）から2月24日（水）までの午前9時から午後5時までとする。

イ 受付期間の終了後においては、提出書類の内容の変更は受け付けない。

(3) 提出方法等

下記10の担当課まで持参または郵送で提出すること。

(4) その他

提出書類は理由のいかんにかかわらず返却しない。

6 受託候補者の選定方法

(1) 提出された見積金額が委託金額の上限を超えている場合は、失格とする。

(2) 提案書に作成要領の提案評価項目表で示す事項が記載されていない場合、もしくは提案内容が仕様書を満たしていない場合は失格とする。

(3) 京都市が設置する「次期京都市伝統産業活性化推進計画（仮称）事前調査検討業務」受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で評価を行い、受託候補者を選定する。

(4) 応募者から提出された提案書及び見積書について、選定委員会において「次期京都市伝統産業活性化推進計画（仮称）事前調査検討業務」受託候補者選定審査基準に基づき総合的に評価して点数化し、最も高い得点を得た者を受託候補者として選定する。

(5) 受託候補者の選定は平成28年2月下旬を予定している。審査結果は、文書により各応募者に通知する。

7 委託契約の締結

(1) 契約金額

提案書類提出時に提出された見積書に記載された金額をもって契約金額とする。

(2) 契約期間

契約締結日から平成28年3月31日（木）まで

(3) 契約の締結等

ア 選定した受託候補者と契約条件を確認及び協議のうえ、随意契約を行う。

- イ 受託候補者となった者は、速やかに所定の契約書を提出しなければならない。
- ウ 受託候補者となった者が前項の手続を行わないときは、当該委託業務に係る契約は締結されなかったものとみなす。この場合、次点の者を受託候補者として選定したものとする。

8 質疑

応募方法や委託業務の仕様内容等について質疑がある場合は、質疑書（任意様式）を持参，FAX，メールのいずれかの手段により提出すること。口頭による質疑は受け付けない。ただし，軽微な質問についてはこの限りではない。なお，FAXの場合は電話で着信確認を行うこと

(1) 提出先

下記10の担当課まで

(2) 提出期間

平成28年2月17日（水）午後5時までとする。

(3) 回答方法

質疑に対する回答は，質問受理日から起算して3営業日以内に本市ホームページに公開することによって行う。

9 その他

応募に要する費用は，すべて応募者の負担とする。

10 担当課

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部伝統産業課（担当 中山，上村）

TEL 075-222-3337

FAX 075-222-3331

メール densan@city.kyoto.lg.jp

(様式1)

応 募 申 請 書

平成 年 月 日

京 都 市 長 殿

住所又は所在地
商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

下記の件に係る公募について応募申請します。
なお、添付した書類については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 件 名 次期京都市伝統産業活性化推進計画（仮称）事前調査検討業務
- 2 添付書類 企画提案書，業務実績一覧，見積書，会社概要
- 3 連絡先 担当部署名
担 当 者
電 話 番 号
E - mail

(様式2)

平成 年 月 日

業 務 実 績 一 覧

委託機関名	業務の名称	業務の概要（実施年度）